中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づく認定について

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者で、町長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

＜　認定の要件　＞

・東伊豆町において１年間以上継続して事業を行っていること。

・指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 １ か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

＜　必要書類　＞

・認定申請書　　１通

・申請書添付書類（売上比較票）　１通

・災害等の発生における最近１か月の売上と前年同期の売上高が分かる書類（試算表や売上台帳など）　２通

・商業登記簿謄本または会社案内、パンフレット、個人については確定申告書の写しなどの町内で営業していることが分かる資料

※以下必要に応じて提出してもらう書類。

・委任状又は同意書　（※金融機関等による代理申請の場合。任意書式でも可）

＜　留意事項　＞

・前年比は小数点第２位以下を切り捨てること。

（例）○　5.1234 は 5.1%　　○　14.5678%は 14.5%

　　○　4.999%は 4.9%　　○　14.987%は 14.9%

・認定書の有効期間は３０日間になります。有効期間を経過しますと再度申請をしていただくことになりますのでご注意ください。（ただし、５月１日から７月 31 日までに発行されたものの有効期間については８月 31 日までとする。）

・認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証関連の申し込みを行うことが必要です